

住居確保給付金の支給額、支給期間、支給方法、支給要件について

1 支給額

支給決定された場合の家賃額（共益費・管理費等は含まない）には、世帯の人数に応じて表1のとおり上限額があります。

表1 家賃の上限額（平川市の場合）

世帯人数	支給上限額
1人世帯	30,000円
2人世帯	36,000円
3人から5人世帯	39,000円
6人世帯	42,000円
7人世帯以上	47,000円

ただし、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計額が、基準額（後段の表2に示す基準額）を超える場合には、次に掲げる計算式により算出される金額が支給額になります。

$$\text{支給額} = \text{家賃額} - (\text{月の世帯の収入額} - \text{基準額})$$

2 支給方法

市から入居住宅の貸主（大家、不動産会社等）の口座へ直接お振込みします（代理受領）。

3 支給期間

3か月間

※住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、申請により3か月間を限度に支給期間を2回まで延長が可能です（最長9か月間）。

4 支給要件

住居確保給付金の支給対象となる者は、以下の①～⑧のいずれにも該当する者になります。

- ①イ) 離職等。
 又は、
 ロ) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある者であること。
- ②イ) 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること。
 又は、
 ロ) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
- ③イ) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと（離職時には主たる生計維持者でなかったが、その後離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）。
 ロ) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
- ④申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入（※1、2）の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること。〔収入要件〕

表2 収入要件（平川市の場合）

世帯人数	基準額	家賃額 (上限額)	収入基準額 (基準額+家賃額)
1人世帯	78,000円	30,000円	108,000円
2人世帯	115,000円	36,000円	151,000円
3人世帯	140,000円	39,000円	179,000円
4人世帯	175,000円	39,000円	214,000円
5人世帯	209,000円	39,000円	248,000円
6人世帯	242,000円	42,000円	284,000円
7人世帯	275,000円	47,000円	322,000円
8人世帯	308,000円	47,000円	355,000円
9人世帯	337,000円	47,000円	384,000円
10人世帯	366,000円	47,000円	413,000円

※1 算定する収入の範囲等

a 就労等収入

給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし交通費支給額は除く。）とする。

また、自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）をいう。

b 公的給付等

定期的に支給される雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種

- 手当、公的年金をいう。
- c 親族等からの継続的な仕送り
- d 借入金等の取扱い
借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として算定しない。

※ 2 収入に変動がある場合の取扱い

- a 就労等収入
毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計する。
- b 公的給付等
複数の月に係る金額が一括で支給される給付等については、月額で算定する。

- ⑤申請日における、申請者及び申請者と同一世帯に属する者の所有する金融資産（※）の合計額が表2の基準額×6（ただし、100万円を越えないものとする。）以下であること。〔資産要件〕

表3 資産要件（平川市の場合）

世帯人数	支給上限額
1人世帯	468,000円
2人世帯	690,000円
3人世帯	840,000円
4人世帯以上	1,000,000円

※金融資産の範囲

金融資産とは、預貯金及び現金をいう。なお、債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等は含まない。負債がある場合、金融資産と相殺はしない。

- ⑥誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。
- ⑦国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。